

# 教育基本法の改悪に反対する決議

2006 年  
7 月 29 日

地理教育研究会  
常任委員会

政府は、4 月 28 日、国会に「教育基本法改正案」を提出し、審議未了のまま、次期通常国会において継続審議することとなった。

私たち地理教育研究会は、戦前の絶対主義的な天皇制の下でおこなわれた非科学的で国家主義的な教育の反省の下に戦後創設された。準憲法的性格をもつ現行教育基本法は、教育勅語を廃止し、臣民を育てる戦前の国家主義的教育の反省の上に、人格の完成を教育目標として掲げている。「個人の尊厳を重んじ」「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」は、基本的人権の尊重とともに人類普遍の真理である。

現在政府から提案されている「教育基本法改正案」は、現行教育基本法のこれらの基本的な性格を真っ向から批判する改悪案であり、具体的には以下のような問題点を含んでいる。

第一に、教育の目標において、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに」とされていることである。これは福岡県や東京都、埼玉県などで実施されたように、愛国心そのものが評価の対象とされることにつながるおそれが大きい。個人の内面に関わる事を評価の対象とすることは、思想信条の自由をおかすものである。

第二に、教育行政に関して、現行教育基本法の「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」とされている。これでは行政による、教育内容への不当な介入を排除できない。

第三に、宗教教育において、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」とされ、「一般的な教養」を口実に、国家神道の学校教育への導入の危険性があることである。

第四に、教育振興基本計画として、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」とされている。これでは、国会での審議を抜きにして、重要な教育施策が、閣議決定でつぎつぎに決められてしまうことになりかねない。

以上、今回の教育基本法改正案は、現行教育基本法の崇高な理念を否定し、戦前の国家主義的教育への回帰をめざす危険な内容であり、各地域、職場での学集会・反対集会を積み上げるとともに、国会における徹底した議論をへて廃案とすべき法案であることを地理教育研究会常任委員会は、内外に強くアピールするものである。